

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ ホテルで行った展示会

Q : 当社では、新製品の販売や季節商品の売出しにあたって、ホテルで展示会を開催することにしました。

その際、遠隔地の得意先については、往復の交通費や宿泊費を負担し、招待者全員に手土産を持たせようと思うのですが、これらの費用は全て交際費等に該当するのでしょうか。

A : 交通費及び宿泊費については交際費等に該当しません。

【解説】

法人が新製品の発表展示会等を開催し、得意先等を招待する場合には、来場者の展示会場への交通費を負担したり、食事等を提供することがよく行われています。法人が展示会の開催に際し、この種の費用を負担するのは、より多くの来場者を期待し、これにより売上げの促進を図ることにあります。そこで、これらの展示会に得意先を招待する場合の交通費又は食事もしくは宿泊のために通常要する費用は、交際費等に該当しないこととされています。

また、手土産については、通常要する費用の範囲に入りませんので交際費になります。ただし、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいの類の物品の贈答は交際費から除かれていますので、新製品等の広告宣伝のために作成した同程度の少額の物品の贈答費用は、交際費等に該当しないものと思われます。



KIMIYO・I